

鬼北町分別収集計画

(第9期)

令和元年6月

目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

鬼北町分別収集計画

令和元年 6月 1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。とりわけ当町の最終処分場は平成29年9月末を以って受け入れを中止しているにも係わらず、次の候補地の目処がたっておらず、今後の対応について早急に協議を進めなければならないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画に基づき、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が構築されるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・廃棄物の適正処理を推進することによる地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、段ボール以外の紙製容器包装及びペットボトルを除くプラスチック製容器包装については、現在可燃ゴミとして回収し、熱エネルギーへと転換しているため本計画においては対象から除外する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物の排出量の見込み

（単位：トン）

年度（令和）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	640.24	629.56	619.06	608.72	598.56

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

（単位：トン）

品目名 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金属製容器包装（合計）	67.63	66.51	65.39	64.30	63.23
スチール製	30.67	30.16	29.65	29.16	28.67
アルミ製	39.96	36.35	35.74	35.14	34.56
ガラス製容器包装（合計）	140.11	137.77	135.47	133.21	130.99
無色ガラス	63.02	61.97	60.94	59.92	58.92
茶色ガラス	53.65	52.75	51.87	51.01	50.16
その他色ガラス	23.44	23.05	22.66	22.28	21.91
紙製容器包装（合計）	188.59	185.44	182.35	179.30	176.31
飲料用紙製容器	12.26	12.05	11.85	11.65	11.46
段ボール	107.70	105.91	104.14	102.40	100.69
その他紙製容器	68.63	67.48	66.36	65.25	64.16
プラ製容器包装（合計）	243.91	239.84	235.85	231.91	228.03
ペットボトル	60.08	59.08	58.10	57.13	56.17
白色トレイ	4.90	4.82	4.74	4.66	4.58
その他プラ製容器	178.93	175.94	173.01	170.12	167.28
総 計	640.24	629.56	619.06	608.72	598.56

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、町民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、各種団体等に積極的な協力を呼びかけ容器包装廃棄物の3Rを推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育を行い、また、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクル活動の取組紹介やごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

消費者・事業者との連携を図り、商品の過剰包装の抑制を呼びかけるなどスーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

・リサイクル商品普及活動

各種イベント等でのリサイクル商品の展示・提供などのPR活動を行う。

行政が率先してリサイクル製品を利用することによって、資源再利用に対する住民意識の向上を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製容器 (無色・茶色・その他の各色ガラス製容器)	ガラスびん
主として段ボール製の容器（紙製容器）	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、調味料等を充てんするためのも	ペットボトル

(※) 段ボール以外の紙製容器包装及びペットボトルを除くプラスチック製容器包装については、可燃ゴミとして回収し、熱エネルギーへと転換するため本計画においては対象から除外する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み (法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主として スチール製の容器	13.51		13.28		13.06		12.85		12.63	
主として アルミ製の容器	12.45		12.24		12.04		11.84		11.64	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	18.90		18.58		18.27		17.97		17.67	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	18.90	0	18.58	0	18.27	0	17.97	0	17.67	0
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	21.78		21.42		21.06		20.71		20.36	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	21.78	0	21.42	0	21.06	0	20.71	0	20.36	0
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6.28		6.18		6.07		5.97		5.87	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	6.28	0	6.18	0	6.07	0	5.97	0	5.87	0
主として 段ボール製の容器	24.37		23.96		23.56		23.17		22.78	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	18.42		18.11		17.81		17.51		17.22	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	18.42	0	18.11	0	17.81	0	17.51	0	17.22	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの※	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0		0		0		0		0	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
(うち 白色トレイ)	0		0		0		0		0	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、平成22年度から集計。毎年度前年度比98%代での減少率であるため、平均減少率98.332%を用い次のように設定した。

推計人口

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10,103人 (対前年度比) 98.332%	9,934人 (対前年度比) 98.332%	9,768人 (対前年度比) 98.332%	9,606人 (対前年度比) 98.332%	9,445人 (対前年度比) 98.332%

※平成31年4月末現在人口10,274人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物の分別収集は、現行の収集体制を活用して行い、下表のとおりとする。

なお、自治会や各種団体による容器包装の集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集分類表

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等
金属	スチール缶	缶	委託業者による 定期収集	宇和島地区広域 事務組合 (環境センター)
	アルミ缶			
ガラス	無色ガラス	ガラスびん	委託業者による 定期収集	宇和島地区広域 事務組合 (環境センター)
	茶色ガラス			
	その他の色のガラス			
紙類	段ボール	段ボール	委託業者による 定期収集	民間委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期収集	宇和島地区広域 事務組合 (環境センター)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6）

当面、当町における分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は下表のとおりとする。なお、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設（宇和島地区広域事務組合環境センター）、体制を利用するものとする。

分別収集の用に供する施設整備概要

分別区分	容器包装廃棄物	収集方法	収集機械	中間処理
缶	スチール缶 アルミ缶	指定ゴミ袋	パッカー車	宇和島地区広域事務組合 環境センター (選別・圧縮施設)
ガラスビン	無色・茶色・ その他の色	指定ゴミ袋	パッカー車	宇和島地区広域事務組合 環境センター (選別・圧縮施設)
段ボール	段ボール	縛る	平ボディ車 パッカー車	民間業者保管庫
ペットボトル	ペットボトル	指定ゴミ袋	パッカー車	宇和島地区広域事務組合 環境センター (選別・圧縮施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、町民・事業者との対話や普及啓発活動を促進するための分別収集推進体制の整備に努める。

自治会等住民団体による自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、積極的な支援活動を行う。

また、分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。